

食品群ごとの監視指導一覧

< 別添 2 >

| | 採取、とさつ及び解体、食鳥処理等(採取等後の保管も含む。) | 製造及び加工(とさつ及び解体並びに食鳥処理を除く。) | 貯蔵、運搬、調理及び販売 |
|--------|--|--|-------------------------------------|
| 食肉、食鳥肉 | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、健康な獣畜又は家きんのと畜場又は食鳥処理場への搬入の推進を指導 | 食肉製品の製造加工施設に対する製造加工に係る記録の作成及び保存の推進 | 流通販売施設に対する、保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 |
| | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、獣畜及び家きんの病歴を踏まえたと畜検査の実施 | 食肉処理加工施設に対する、微生物汚染の防止等衛生的な取扱いに関する指導 | 流通販売施設に対する、生食用食肉等の衛生的な取扱いに関する指導 |
| | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、と畜場及び食鳥処理場における収去検査(動物用医薬品等検査、VRE検査、食中毒菌検査)の実施 | 食肉処理加工施設に対する、生食用食肉等の衛生的な取扱いに関する指導 | 飲食店等調理施設に対する、加熱調理の徹底など衛生的な取扱いに関する指導 |
| | 枝肉、中抜とたい等の微生物検査による衛生的な処理の検証の実施 | 食品等事業者による動物用医薬品の残留に関する自主検査の推進を指導 | 飲食店等調理施設に対する、生食用食肉等の衛生的な取扱いに関する指導 |
| | 適切なと畜検査及び食鳥検査の実施 | | 府内流通品の収去検査(VRE検査)の実施 |
| | 生食用食肉等の衛生的な処理に関する指導 | | |
| | 認定小規模食鳥処理施設における、とたい等の衛生的な処理に関する指導 | | |
| 乳及び乳製品 | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、健康畜からの搾乳の徹底及び搾乳時における衛生確保(微生物汚染防止等)の徹底に関する指導 | 製造又は加工過程における、微生物汚染の防止に関する指導 | 流通販売施設に対する、保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 |
| | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、搾乳後の温度管理(腐敗及び微生物増殖防止)の徹底に関する指導 | 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進に関する指導 | 飲食店等調理施設に対する、温度管理及び衛生的な取扱いに関する指導 |
| | | 製品の収去検査(成分規格検査)の実施 | |
| | | 食品等事業者による原材料受け入れ時の残留抗生物質及び抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底に関する指導 | |
| | 食品等事業者による飲用乳についての微生物等に係る出荷時検査の徹底に関する指導 | | |
| 食鳥卵 | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、鶏舎内の衛生管理の指導 | 食鳥卵選別包装施設(以下GPセンター)に対する、原料卵の抗生物質等の残留及びサルモネラ汚染に関する管理状況の確認に関する指導 | 流通販売施設に対する、温度管理及び衛生的な取扱いに関する指導 |
| | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、採卵後の適正保管の徹底に関する指導 | GPセンターに対する、食鳥卵の衛生的な処理及び取扱いに関する指導 | 飲食店等調理施設に対する、温度管理及び衛生的な取扱いに関する指導 |
| | | 製品の収去検査(動物用医薬品等検査、サルモネラ検査)の実施 | |

| | | | |
|--|---|--|---|
| 水産食品 (魚介類、 水産加工品) | 養殖業者による二枚貝等の貝毒等に関する検査の徹底に関する指導 | 食品等事業者に対する、生食用かきの採捕海域等の適正表示の徹底に関する指導 | 流通販売施設に対する、水産加工品の保存温度及び衛生的な取扱いの徹底に関する指導 |
| | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、漁港等の水揚げ場における衛生的な取扱いの指導 | フグ取扱施設に対する、フグの衛生的な処理の徹底に関する指導 | 調理施設に対する、衛生的な取扱い及び加熱を要する食品についての加熱調理の徹底に関する指導 |
| | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、収去検査(環境汚染物質検査、貝毒検査、動物用医薬品検査、ノロウイルス検査)の実施 | 水産加工品の収去検査(成分規格検査、食品添加物検査)の実施 | 販売施設及び調理施設に対する、生食用鮮魚介類等の保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 フグ取扱施設及びフグ販売施設に対する、フグの適正な取扱いに関する指導 有毒魚介類等の市場からの排除の指導 輸入品の収去検査(動物用医薬品検査)の実施 |
| 野菜、果実、 穀類、豆類、 種実類、茶等 及びこれらの 加工品 (有毒植物 及びキノコ 類を含む) | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、収去検査(残留農薬検査)の実施 | 食品製造加工施設等に対する、生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底に関する指導 | 府内産農産物の収去検査(残留農薬検査)の実施 |
| | 農林水産部との連携(生産者指導及び情報交換の実施)による、穀類の収穫時のかび毒対策の指導 | 遺伝子組換え表示対象原料を使用する食品製造加工施設等に対する分別生産流通管理証明書の確認指導及び自主検査の推進を指導 | 輸入品の収去検査(残留農薬、防カビ剤検査)の実施 |
| | 有毒植物等の採取禁止の徹底に関する指導 | 食品等事業者による原材料受け入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底に関する指導 | 有毒植物等の市場からの排除の徹底に関する指導 |